

神戸大学立看板に関する内規

令和6年2月7日
学生委員協議会制定

(趣旨)

第1条 神戸大学（以下「本学」という。）における立看板の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

(立看板の設置者)

第2条 本学に立看板を設置することができる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げるものとし、個人での設置は認めないものとする。

- (1) 公認課外活動団体
- (2) 非公認課外活動団体
- (3) その他本学学生により構成される団体

(立看板の設置場所及び設置形態)

第3条 団体が設置する立看板は、別図に指定する場所（以下「設置指定場所」）に限り設置できるものとする。

- 2 同一の団体が設置することのできる立看板は、1枚とする。
- 3 立看板は、縦 180 センチメートル程度、横 90 センチメートル程度（ベニヤ板標準規格サイズ）のものとする。
- 4 立看板の設置期間は、設置許可日から3か月以内とする。

(申請及び決定)

第4条 立看板の設置を希望する団体は、別記様式の立看板設置許可申請書に必要事項を記入の上、本学に申請しなければならない。

- 2 本学は、前項の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれにも適合していることを確認する。
 - (1) 申請内容及び添付書類に不足又は不備がないこと。
 - (2) 設置する立看板に公序良俗に反する内容が含まれていないこと。
 - (3) 設置する立看板が本学と関連のない事業の営利宣伝目的ではないこと。
 - (4) その他本学に設置する立看板として本学の品位を損なう内容ではないこと。
- 3 本学は、前項の規定による確認の結果、適当と認めるときは、当該立看板の設置を許可するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、設置指定場所の利用状況により設置を許可しない場合がある。
- 5 設置指定場所の利用に係る優先順位は、第2条各号の順序によるものとする。

(使用許可団体の義務)

第5条 前条第3項に基づき立看板設置の許可を受けた団体（以下「使用許可団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 団体名を立看板に明記すること。
 - (2) 立看板を設置するとき及び設置期間中に、立看板の破損、落下、倒壊等による通行の妨げ及び人身に対する危害が生じないように、安全に配慮すること。
 - (3) 設置期間を経過したときは、直ちに立看板を撤去すること。
 - (4) 台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊等のおそれがある場合は、あらかじめ立看板を撤去すること。
- 2 前項に掲げる遵守事項を守らない団体は、義務違反が認められた日から6か月間、立看板の設置を申請できないものとする。

(立看板の撤去)

第6条 本学は、台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊等のおそれがある場合は、使用許可団体に立看板の撤去を求めることができるものとする。

2 前項の規定に基づき使用許可団体に撤去を求めたにもかかわらず、立看板が撤去されない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本学が立看板を撤去するものとする。

- (1) 団体が本内規の規定に違反した立看板を設置した場合
- (2) 立看板の設置期間が終了している場合
- (3) その他、本学が立看板を撤去する必要があると判断した場合

(立看板の返還)

第7条 前条第2項の規定により本学が立看板を撤去した後1か月以内に、団体から返還の求めがない場合、本学は、当該立看板を廃棄することができるものとする。

(事務)

第8条 本学の立看板設置許可に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は学生委員協議会が定める。

附 則

この内規は、令和6年2月7日から施行する。

別図（第3条関係）

鶴甲第1キャンパス



立看板設置許可申請書

年 月 日

神戸大学学務部
学生支援課長 殿

団 体 名 :

学 籍 番 号 :

設置責任者名 :

立看板の設置について、下記のとおり申請しますので、許可くださるようお願いいたします。
なお、立看板の設置にあたっては、次のことを厳守します。

- ・ 通行の妨げや危険を及ぼさないよう、十分配慮します。
- ・ 万一、破損・倒壊等の不都合が生じた場合は、直ちに撤去・修繕等対応します。
- ・ 設置許可期限後は、直ちに撤去します。

記

提出前に確認(☑)してください

立看板に「団体名」を記載すること。

別紙として、掲示内容がわかるもの(写真・原稿)を添付すること。

設置目的	
設置責任者 連絡先	(設置責任者名)
	(電話番号)
	(携帯番号)
	(メールアドレス)
立看板の 形状及び 内 容	<small>立看板の大きさは縦180cm×横90cm以内とすること</small> (形状) 大きさ (縦 cm × 横 cm) (内容)
備 考	

以上

※学生支援課記入欄

上記申請に基づき、立看板の設置を以下のとおり認める。

(設置許可日)
設置開始日 年 月 日から
設置終了日 年 月 日まで

区画 No.

